(7)　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

（別紙様式第三号）

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い　(1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者　(2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額　(3)	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額　(4)	
10	表示される科目の区分　(5)	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日　(6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額　(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額　(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要　(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別　(10)	
18	配当率又は利率　(11)	
19	配当等停止条項の有無　(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無　(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合　(14)	
25	転換の範囲　(15)	
26	転換の比率　(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無　(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無　(18)	
31	元本の削減が生じる場合　(19)	
32	元本の削減が生じる範囲　(20)	
33	元本回復特約の有無　(21)	
34	その概要	